

【個人研究】

学校部活動に対する批判的言説に関する一考察

村上 純一*

A Study of Criticisms of Extracurricular Activities in Contemporary Japan

Junichi MURAKAMI

Today, school extracurricular activities are often criticized. Whether or not teachers should be responsible for overseeing those activities has become a serious issue. If a teacher serves as a staff advisor to a club, he or she has to spend a great deal of time overseeing its activities, and teachers receive little monetary compensation for supervising extracurricular activities. In light of this situation, schools are considering appointing outside coaches and reviewing the 'Teaching Adjustments.'

However, criticisms of extracurricular activities are not specific to today. Criticisms of extracurricular activities began some 20 or 30 years ago. This paper considers current criticisms of extracurricular activities and their influence on current policies by referring to similar criticisms of extracurricular activities in the past.

Key words : Extracurricular Activity, Staff Advisor to a Club, TALIS, Outside Coach, Teaching Adjustments
学校部活動、部活動顧問、国際教員指導環境調査、部活動指導員、教職調整額

はじめに

「黒」という色には、どちらかというとながティブなイメージが纏わりつくことが多い。勝負事における「白黒ハッキリつける」での、「負け」を表す「黒」であればまだしも、刑事ドラマや推理小説等では、容疑者が「クロ」であるとすれば、その人物が犯人である、ということが含意される。また、「腹黒い」という言葉によい印象を抱く人も多くはないであろう。「グレーゾーン」は問題の有無が明確でないとき等に用いられる表現であるが、その場合、問題がある側を指す色が「黒」である。このように、「黒」という言葉から連想されるイメージには、どちらかというとなが、どちらかというまでもなく、ネガティブな色合いが強いことは容易に見て取れるところである。

これは「黒」の英語である「ブラック」においても同様である。特に近年、ネガティブなイメージを纏う「ブラック」は労働と結びついて語られることが多い。昨今、日常生活の中で頻繁に耳にする「ブラック企業」という言葉は、不当な低賃金労働を強いられたり、労働基準法があつてないかのような長時間労働を強いられられたりといった、到底看過することのできない労働環境をその組織に属する人々が強いられている企業を指している。「アルバイト先が『ブラック』である」と言えば、それは給与が廉価すぎる、拘束時間が長すぎる等々、過酷過ぎる労働条件の中でのパートタイムジョブを強いられるところでアルバイトをしているということの意味するであろう。「ブラック」もまた、否定的なニュアンスを纏ってイメージされることが多い部類に属する言葉といえる。

ここ数年、学校教育の中に、俄かにこの「ブラック」という接頭辞が付加されて語られる機会が急増しているものがある。「部活動」である。

* むらかみ じゅんいち 文教大学人間科学部人間科学科

たとえば、2016年8月1日に放送されたNHK「クローズアップ現代プラス」は、テーマは「広がる“ブラック部活”」であった¹⁾。また、2017年7月には東洋館出版社より内田良著『ブラック部活動—子どもと先生の苦しみに向き合う』が出版されている。その他にも、エイデル研究所『季刊教育法』では第189号（2016年6月刊）、第192号（2017年3月刊）、第194号（2017年9月刊）、第196号（2018年3月刊）と全4回にわたって「ブラック部活」と題した特集が組まれており、「部活」と「ブラック」をキーワードとして記事検索を行うと、朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」では2018年1月から9月までの間だけで30件以上の記事がヒットする。「部活動」と「ブラック」という言葉との親和性が最近では非常に高まっている状況がある。

しかし、こうして今日「ブラック部活」あるいは「ブラック部活動」として形容され指摘されている問題の内容をみると、それが必ずしも一様ではないことを容易に看取することができる。詳細は後述するが、そもそも部活動が「ブラック」であるというのも教員側から見た場合もあれば生徒側から見た場合もあり、さらには保護者の視点で語られている場合もある。教員に限って見てみても、その具体的な内容は部活動指導に関わる手当の薄給さが指摘されている場合もあれば、部活動に携わることによる拘束時間の長さが問題とされていることもある。さらに、こうした「ブラック」という言葉との結びつきは見られなかったものの、部活動に伴う問題・課題が指摘されること自体は今日初めて見られるようになった現象でもない。部活動に対する批判には、その視点の置き方も、細かな内容についても実は様々な内容があるのである。

しかし、特に今日、こうした部活動に関連する種々の問題を包括する「ブラック部活」ないし「ブラック部活動」という表現が用いられ始めたがゆえに、その細かな差異が逆に見えにくくなっている現状も一方では見受けられる。全く異なる内容を指していることであっても、それがいずれも「ブラック部活動」という言葉で表現されるがゆえに、あたかも同一の内容を指しているように

受け取られてしまうのである。

こうした点を踏まえ、本稿は今日「ブラック部活」や「ブラック部活動」という言葉で表象されている諸問題の細かな実態を、政策展開との繋がりや過去の部活動批判との比較も踏まえ考察するものである。今日における部活動批判がどのような内容のものであり、それが過去の部活動批判とどう異なるのか、そして今日の批判の中で指摘された問題点・課題を克服するための方途としてどのような施策が考案され展開されようとしているのか、こうした点を以下みていくことにしたい。

I 日本の学校教育における部活動の変遷と今日的課題の整理

本章では主に中澤（2017）に依拠して日本の学校教育における部活動の変遷を整理するとともに、部活動をめぐって今日指摘されている諸課題の概要を整理しておくことにしたい。まず第1節で部活動の変遷をまとめたのち、第2節で部活動をめぐる今日的課題を整理する。

(1) 日本の学校教育における部活動の変遷

①戦前の部活動

日本における部活動の歴史を辿ると、その起源は明治時代にまで遡ることができるとされる。当時の舞台は大学である。

明治に入り、大学には欧米における当時最先端の知識技術を教授するため、多くの外国人教師が招かれた。この外国人教師たちが学問のみならずスポーツを持ち込んだことで、大学生たちは欧米のスポーツ文化にも触れていくことになり、スポーツ部活動の組織がつくられていった。初めて設立されたスポーツ部活動組織は、現在の東京大学にあたる帝国大学に設けられた「帝国大学運動会」である。

その後、部活動は大学のみならず旧制高等学校・中学校にも拡大してゆく。そのジャンルもスポーツのみならず、いわゆる「文化部」も設立されていった。文化部で特に活発な活動が目立ったのは弁論部や新聞部である。

こうして産声を上げ広がっていった部活動は戦

争が拡大し総力戦体制に入ると「学校報国団」に組み込まれ、活動も様々に制約されていった。戦争末期になると活動の継続自体が難しくなり、終戦を迎える頃には部活動は休止した状態となっていた。

②戦後の部活動

戦争の拡大とともに一旦は姿を消したかに見えな学校部の部活動は、戦後の教育の民主化の中で「生徒の自主性を育む場」として復活する。ここで部活動はカリキュラムの中には組み込まれず、授業とは異なる「生徒の自主的な活動」という位置づけで展開されていくことになる。この「授業外での生徒の自主的な活動」という位置づけは、今日指摘される部活動をめぐる問題点の要因の1つに繋がるものである。

戦後の教育の民主化の中で“復活”した部活動はその後、1964年の東京オリンピック開催に向け選手育成の場として機能することになり、オリンピック後には生徒がスポーツに触れる機会を平等に提供する場へと変化する。そして1969/1970年改訂学習指導要領では教育課程内の「必修クラブ活動」が設けられることになる。この「必修クラブ活動」は1989年改訂学習指導要領で「部活代替措置」、すなわち部活動に参加することによって「必修クラブ活動」を履修したこととみなすという措置が認められたのち1998/1999年改訂学習指導要領で廃止される。この「一旦教育課程の中に類似した活動が設けられ、その後教育課程外の部活動がそれを代替するようになる」という変化も今日において部活動が「ブラック」と称されることの一要因として指摘できるところである。

そして2008/2009年改訂学習指導要領において、部活動は教育課程外の活動でありながら「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と明記されることになる。教育課程との関連で様々に移り変わる部活動の位置づけが、部活動をめぐる諸問題を複雑にしているといえることができる。

なお、「部活動」という名称が一般的になったのは1970年代はじめのことと考えられている。それまでは「クラブ活動」と称されていたものが、

前述の「必修クラブ活動」の設置に伴いそれと区別するものとして「部活動」という呼称が定着していったとされる。今日ではごくごく一般的な「部活動」という呼称であるが、その呼称自体の歴史を遡るとまだ半世紀弱にすぎないということになる。また、校内暴力が社会問題化していた1980年代、部活動への熱中が生徒の非行防止のための手段として期待され活用されていたことも付言しておくことにしたい。

(2) 部活動をめぐる今日的課題

こうして、今日では「教育課程外であるが学校教育の一貫である活動」という非常に複雑な位置づけを与えられている学校部活動。そこにみられる課題として、赤坂・佐藤編(2018)では生徒側に存在するリスク、顧問教員側が直面する課題として以下のものを挙げている(同書 pp.131-133)。

<生徒側のリスク>

- ・指導者による暴言・人格否定発言などのハラズメント
- ・指導者による体罰
- ・いじめ

<顧問教員の直面する課題>

- ・平日の朝練習・放課後練習や土休日の練習の指導等による過剰負担
- ・専門外の種目を担当することによる負担
- ・薄給の部活動手当(ほぼボランティアとなっている)

こうした部活動に関わるリスクや課題の詳細は後述することとし、次に過去に部活動を巡って指摘されていた問題点・課題を、特に1990年代に焦点を当ててみていくこととする。

Ⅱ 1990年代の部活動批判

1990年代は、Iで触れたとおり、「必修クラブ活動」の部活動代替措置が認められた時期である。学習指導要領においては「児童生徒の関心・意欲・態度を重視し、思考力・判断力・表現力に裏

付けられた自己教育力を獲得する学力観」である「新学力観」が掲げられ、小学校低学年に「生活科」が新設されるなどの変化がみられた時期になる(田中・水原・三石・西岡2011)。当時、部活動にはどのような批判がなされていたのか。

城丸・水内編(1991)では、当時の部活動に関する課題として、①生徒の活動時間の長さ、②生徒の身体の発達への悪影響、③教員の生徒への体罰、④若手教員(特に新任教員)への大きな負担が主に挙げられている。

主に生徒に関する課題である①②について、①すなわち活動時間の長さについては、平日の練習時間もさることながら、土曜日・日曜日の練習時間の長さが問題として指摘されている。朝5時から練習が開始される事例があることや、5時間近く練習に費やされる場合も全国で多数見られることなどが挙げられている。それに付随して、NHK「国民生活時間調査」のデータを用いて、子どもの睡眠時間の減少に部活動が少なからず影響を及ぼしているのではないかと、ということも指摘されている。また②すなわち身体の発達への悪影響については、野球部での練習のし過ぎによる肘の故障やバスケットボール部での膝の故障、スポーツヘルニアなど、発達途上の身体に過重負担をかけることになっている実態が指摘されている(上掲書 pp.33-39)。

こうした主として生徒に関する課題が指摘される一方で、主として教員に関する課題として指摘されているものにはまず体罰がある。体罰は教員が行うものであるが、それによって部員である生徒側が心身にダメージを負うという点では生徒に関する課題ともいえる。部活動に関わる体罰問題はその後にも継続的に指摘され続ける、部活動の「病理」ともいえる問題である。一方、④すなわち若手教員への負担の大きさという点では、特に新規採用の教員は部活動を担当することが義務化し、退勤時間を過ぎても退勤することができないことが指摘されている(上掲書 pp.106-109)。この点は今日の部活動批判とも重なる内容である。

こうして1990年代に入った頃には既にみられていた部活動への批判であるが、続いて1990年代後半において部活動にはどのような問題・課題が指

摘されていたのかをみておくことにしたい。

内海(1998)において、当時の部活動に関しては主に部活動の運営方法における「勝利至上主義」・「管理主義」、教員に関わって「手当の少なさ」や「部活動を重視した人事」などが問題として指摘されている。一方、授業や学校行事の指導、進路指導に力を入れず部活指導に注力する「部活動への逃避」がみられる教員の存在も指摘されている(同書 pp.81-82)。なお、同書が刊行された1998年および1999年には「生きる力」をキーワードとし、「総合的な学習の時間」の新設などが盛り込まれた学習指導要領改訂が行われている。

このように、1990年代においても部活動をめぐる批判は既になされており、その内容は今日展開されている批判と重なるものも少なくない。しかし、1998/1999年の学習指導要領改訂によって「必修クラブ活動」が廃止され、部活動が教育課程外の活動となったことで、部活動は「グレーゾーンに放置」され、その問題は「まるで手つかずのまま、今日にまで持ち越」されることとなってしまった(内田2015 p.202)のである。

Ⅲ 部活動をめぐる今日の課題と関連する政策展開

Ⅱでみた1990年代の部活動批判を踏まえ、本節では今日指摘されている部活動に関する批判と、それを受ける形での政策の動向をみていくことにする。

前述したとおり、今日指摘されている部活動の問題点として、主に生徒側に関するものとしては指導者によるハラスメントや体罰、さらには部員間でいじめが発生する危険性が挙げられている。また、部活動への参加の有無が内申点等の評定に影響し、ひいてはその後の進路決定にも影響してくるため部活動を続けざるを得ないといった点が指摘されることもある。しかし、こうした点が政策動向に大きく影響を及ぼしている点は少なくとも現時点では特段見受けられない。2017年3月に告示された中学校の新学習指導要領においても、その総則には「特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや

文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」との文言が記されており、その位置づけが大きく見直される様相は見られない実態がある²⁾。

一方、主に教員側に関する問題点として指摘されている点は、今日の教員政策に直結している部分が少なくない。先述のとおり、教員に関する部活動の今日的課題としては大きく①部活動指導に伴う時間的な負担、②未経験種目の指導を担当することに伴う負担、③手当の少なさが指摘されているが、それぞれについてその詳細を確認したのち、それが政策動向に与えている影響を以下みていくことにしたい。

(1) 部活動指導に伴う時間的な負担

まず、時間的な負担に関する問題である。

近年になって教員の部活動指導に伴う時間的な負担が注目されたのは、2013年にOECD（経済協力開発機構）が実施した国際教員指導環境調査、通称TALIS2013の結果が明らかになったことが主な要因である。次頁の<表1>に示すとおり、日本の教員の1週間当たりの仕事時間は参加国平均の38.3時間を大きく上回る53.9時間を記録し、調査に参加した国・地域の中で最も長い時間であった。しかし「指導（授業）に使った時間」で見ると参加国平均19.3時間のところ日本の教員は17.7時間に過ぎず、授業以外での業務負担が時間的な面での過重負担の原因になっていることが明らかとなった。その中でも特に注目されたのが「課外活動の指導に使った時間」であり、この項目では参加国平均2.1時間のところ日本の教員は7.7時間に上っていた。この調査が前期中等教育段階、日本では中学校及び中等教育学校前期課程に勤務する教員を対象として行われた調査であったことから、この課外活動は主として部活動を指すと考えられ、部活動指導への教員の負担の大きさが注目されることとなったのである。

(2) 未経験種目の指導を担当することによる負担

部活動の指導において、教員がそれまで自身は

経験したことのない種目を担当することは珍しいことではない。内田（2015）でも指摘されているとおり、中学校においても、また高等学校においても、顧問の約半数は自身がそれまで競技経験を有していない部活動の顧問を務めている実態がある（上掲 p.190）。未経験種目とはいえ顧問として指導する以上、その競技に関する知識を身に付けることは当然に求められてしまう。そのための資料収集等で経済的な負担を強いられることも珍しいことではない実態がある。

この点も、決して今日に始まったことではないものの、なかなか課題としては認識されてこなかったことが指摘できる点である。

(3) 手当の少なさの問題

部活動をめぐる問題の中で、近年俄かに数多の指摘がみられるようになったのが顧問教員の手当の問題である。平日の朝練習や放課後の練習、そして土休日の練習に試合等の引率、いずれも手当がない、あるいはあっても非常に薄給であることが問題点として指摘されることが多くなっている。

この手当の問題に関わって必ずと言ってよいほど言及されるのが、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる「給特法」と、その中で定められている「教職調整額」の問題である。これは特に、以下に掲載する同法第3条第1項および第2項に関するものである。

第3条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。
2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

この規定により、部活動の指導を行ったために他の業務で時間外勤務が必要となった場合や休日の部活動指導等に関してはそのための手当が支給されず、実際の勤務時間に比して著しく少額の手当に留まっているということが指摘されている。

<表1>2013年OECD「国際教員指導環境調査」(TALIS2013)における「教員の仕事時間」の結果(一部抜粋)
(国立教育政策研究所2014 pp.23-24を基に筆者作成)

国名	仕事時間の合計	指導(授業)に使った時間	課外活動の指導に使った時間
アメリカ	44.8	26.8	3.6
オーストラリア	42.7	18.6	2.3
ブラジル	36.7	25.4	2.4
ブルガリア	39.0	18.4	2.0
チリ	29.2	26.7	2.0
クロアチア	39.6	19.6	1.9
キプロス	33.1	16.2	2.5
チェコ	39.4	17.8	1.3
デンマーク	40.0	18.9	0.9
エストニア	36.1	20.9	1.9
フィンランド	31.6	20.6	0.6
フランス	36.5	18.6	1.0
アイスランド	35.0	19.0	1.1
イスラエル	30.7	18.3	1.7
イタリア	29.4	17.3	0.8
日本	53.9	17.7	7.7
韓国	37.0	18.8	2.7
ラトビア	36.1	19.2	2.1
マレーシア	45.1	17.1	4.9
メキシコ	33.6	22.7	2.3
オランダ	35.6	16.9	1.3
ノルウェー	38.3	15.0	0.8
ポーランド	36.8	18.6	2.4
ポルトガル	44.7	20.8	2.4
ルーマニア	35.7	16.2	2.3
セルビア	34.2	18.4	2.2
シンガポール	47.6	17.1	3.4
スロバキア	37.5	19.9	2.0
スペイン	37.6	18.6	0.9
スウェーデン	42.4	17.6	0.4
アブダビ(UAE)	36.2	21.2	2.5
アルバータ (カナダ)	48.2	26.4	3.6
イングランド (イギリス)	45.9	19.6	2.2
フランドル (ベルギー)	37.0	19.1	1.3
参加国平均	38.3	19.3	2.1

単位：時間/週

(4) 関連する政策の動向

こうした種々の問題状況を踏まえ、特に部活動に関わる教員の待遇改善を謳った政策が今日では様々に提唱されている。特に、本章(1)および(2)で触れた教員の時間的な負担や未経験種目を担当することによる負担に対しては、近年はいわゆる外部指導者を学校の職員に位置づけてより積極的に登用していこうとする案が盛んに提唱されている。「部活動指導員」と称されるこうした外部指導者の積極的登用は、2015年12月21日の中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」において提唱された「チーム学校」という考え方の中核を成すものの1つとして捉えられ、拡大が図られている。教員を部活動指導の負担から解放するとともに、指導も基本的にその競技の経験を有しているものが当たることになり、一石二鳥とも三鳥ともいえる効果が期待できるものといわれている。

一方、手当の問題に関しては、現在中央教育審議会に特別部会も設けられて進められている「教員の働き方改革」と呼ばれる改革における中心テーマの1つに「給特法」が挙げられ、部活動指導の手当も関連して議論の俎上に載せられているところである。

このように、今日展開されている部活動批判、部活動に伴う問題・課題の指摘は、特に教員に関わるものについては現在進行中の改革案と密接に結びついているものであることが確認される。

Ⅳおわりに

(1) 本稿の総括と考察

ここまでみてきたように、学校の部活動をめぐっては近年様々な課題が指摘されるようになってきている。その多くは教員の部活動指導に関わるものであり、教員以外の「部活動指導員」の積極的登用や「給特法」の見直しなどに部活動が関連していることが確認される場所である。

このように、近年の政策としては教員の業務から部活動指導を外そうとする動きが目立つことが指摘できる。しかし一方で、少々時代を遡ると教員が部活動に積極的に携わることを国が推奨して

いた時期があったことが容易に確認される。文部省(1999)では教員の部活動、特に運動部活動への関わりについて、「運動部活動は、自発的・自主的に参加する生徒と、それを支え、指導・世話をする顧問との連携プレイによって運営されていきます。したがって、設置される部活動には顧問の存在は不可欠です」とし、「顧問なら(中略)授業とは異なる人間関係や生徒理解を深めることができます。また、卒業生が何年たっても顧問を慕って交流を続けているという話も聞きます。このような部活動を通して、日々成長していく生徒の充実感あふれる姿に直接触れることができることは、何物にも代えがたい喜びです。こんな魅力いっぱい顧問にあなたもなってみませんか」と述べて、教員が運動部活動の顧問に就くことを強く推奨しているのである(上掲 p.9)。もちろん、今日ではこの推奨メッセージが出された時から20年近くの年月が経過しており、その間に部活動や教員の勤務条件をめぐる環境が変化していることも考えられるところではある。しかし、近年の教員勤務に関わる部活動批判を過度に注視し、この20年前からの「180度転換」に目を向けないのは見方として十分ではないということがいえるであろう。なぜここへきて急に部活動を教員の業務から外す動きが盛んにみられるようになってきているのか、そのことを長いタイムスパンの中で考えることは重要である。

そうして時間を遡って考えたとき、1990年代には部活動批判は教員の勤務環境との関わりよりはむしろ生徒の側に関する内容が目立っていたことが見て取れる。そして当時の学校教育をめぐる政策動向を見ると、「新学力観」が提唱され、さらには「ゆとり」へと教育課程の振り子が振れようとしていた時期であることが分かる。生徒の学校外での活動機会の確保・充実が重要な政策課題になっていたことが指摘できよう。

このようにみえてくると、教育課程外の活動であるがゆえに、学校部活動には広くは知られていない部分も多く、そのためその時々政策課題と関連する形で問題点が過度といえるほどに集中的にクローズアップされている可能性が指摘できることになる。もちろん、その時々で指摘されている

課題は看過できないものばかりであるが、一方で提唱されている改革を推進するために実態以上に大きく見えている可能性も考慮する必要があるところであろう。今日展開されている部活動批判には、実は今日急に降って湧いたわけではなく、むしろ以前から指摘され続けてきた課題も少なくない。そのとき進められようとしている改革を後押しするための要素として部活動が、そしてそれをめぐる批判的な言説が“活用”されていることの可能性を意識しておくことが肝要といえよう。

(2) 本稿の課題

1990年代のものにせよ、今日のものにせよ、本稿で扱った内容は、いずれもある一時点における部活動批判言説を断片的に取り上げたにすぎないものである。本来であればさらに多くの媒体に目を配り、政策動向に関しては関連する審議会での細かな議事内容等にも目を向ける必要があることは事実として挙げられるところである。しかし、紙幅の関係もあり本稿ではそこまでの細かな分析は行えないため、時代ごとのより細かな点についてはいずれ稿を改めてさらに考察を深めていくことにしたい。

そうした不十分な点が多々あることは承知の上で、最後に一点だけ、今日の部活動に関わる諸々の批判とそれを受けての政策動向に関して私見を述べておきたい。今日、方向性としては部活動の指導は「部活動指導員」と称される教員以外の指導者に任せ、教員は部活動から離れて授業等の“本来の”業務により専念できる環境を整えるべき、とする論調が多数派であるものと考えられる。しかしその一方で、部活動で指導を受けた教員に憧れて教員を目指す者、部活動の指導をすることも楽しみの1つ—場合によってはそれが一番の楽しみであることも大いにあり得る—として教員を目指す者も決して少なくはない。そのような状況が確かに看取される中で、部活動の指導は「教員の業務ではない」と断じてしまうことが果たして適切妥当なのか、疑問を差し挟む余地はまだ残されているように思われる。部活動に関して挙げられている問題点・課題を今日におけるものとしてのみ捉えるのではなく、一定程度の時間的なスバ

ンが既に存在している学校部活動の歴史の中でどう位置付けられるのかという点を踏まえた上で検討していくことが重要になろう。そのことを最後に指摘しつつ、本稿の議論のみでは不十分な多くの点についての更なる分析・考察は他稿に期すことにしたい。

註

- 1) <http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3847/index.html> (最終アクセス日: 2018年10月25日)
- 2) 参照した中学校の新学習指導要領は以下に全文が掲載されている。http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/05/07/1384661_5_4.pdf (最終アクセス日: 2018年10月25日)

参考文献

- ・赤坂雅裕・佐藤光友編 (2018) 『やさしく学ぶ特別活動』 ミネルヴァ書房
- ・内海和雄 (1998) 『部活動改革—生徒主体への道』 不昧堂出版
- ・内田良 (2015) 『教育という病—子どもと先生を苦しめる「教育リスク」』 光文社新書
- ・内田良 (2017) 『ブラック部活動—子どもと先生の苦しみに向き合う』 東洋館出版社
- ・国立教育政策研究所編 (2014) 『教員環境の国際比較—OECD国際教員指導環境調査 (TALIS) 2013調査結果報告書』 明石書店
- ・城丸章夫・水内宏編 (1991) 『スポーツ部活はいま』 青木書店
- ・田中耕治・水原克敏・三石初雄・西岡加名恵 (2011) 『新しい時代の教育課程 [第3版]』 有斐閣アルマ
- ・中澤篤史 (2017) 『そろそろ、部活のこれからを話ませんか—未来のための部活講義』 大月書店
- ・文部省 (1999) 『みんなでつくる運動部活動—あなたの部に生かしてみませんか』 東洋館出版社

[抄録]

近年、学校部活動に関する批判的な論調が目立っている。特に教員が部活動指導を担うことをめぐり、その時間的な負担や手当の少なさを問題視する見方が強く、外部指導者の積極的登用や、教員の時間外手当を規定する「給特法」の見直しなどが検討されている。

しかし、時代を遡ると、今日指摘されている課題は以前から見られたものであり、部活動批判も過去に見られなかったわけでは全くない。本稿では過去の部活動批判も参照しながら、今日における部活動批判の政策動向への影響を考察する。
